

ローンカード規定

1. (カードの発行)

ローンカード(以下「カード」といいます。)は、カードローン契約にもとづき、当組合が発行するものとしします。

2. (カードの利用)

カードは、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会などが可能な機器(以下「自動機」といいます。)を使用して、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合および当組合が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の自動機を使用してカードローン契約にもとづく当座貸越専用口座(以下「カードローン口座」といいます。)から借入する場合
- ② 当組合および当組合が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の自動機を使用して当座貸越金の臨時返済をする場合
- ③ 当組合および当組合が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関(「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は「振込提携先」を含みます。)の自動機を使用して振込資金をカードローン口座から振替えにより借入し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当組合所定の取引をする場合

3. (自動機による借入)

- (1) 自動機を使用してカードローン口座から借入をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- (2) 自動機による借入は、自動機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用してカードローン口座から借入をする場合に、借入金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が借入可能な金額をこえるときは、その借入はできません。

4. (自動機による臨時返済)

- (1) 自動機を使用して当座貸越金の臨時返済をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による臨時返済は、自動機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済額は、当組合所定の金額の範囲内とします。

5. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金をローン口座から振替えにより借入し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。
- (2) 自動機を使用してカードローン口座から振替えにより借入し、振込の依頼をする場合には、借入金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額ならびに第6条第3項に規定する振込手数料金額との合計額が借入可能な金額をこえるときは、その借入はできません。

6. (自動機利用手数料)

- (1) 自動機を使用して借入および臨時返済をする場合には、当組合および提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、借入時に借入請求書なしで自動的に当座貸越金に組入れます。なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。
- (3) 自動機を使用して振込をする場合には、当組合所定の振込手数料をいただきます。この場合、振込手数料は、振込資金の借入時に、借入請求書なしで自動的に当座貸越金に組入れます。

7. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当組合の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより借入をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による借入をする場合には、当組合所定の借入請求書に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証入力機から入力してください。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ当座貸越金の融資を行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、借入請求書、暗証入力機に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入の停止措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. (偽造カード等による借入等)

偽造または変造カードによる借入については、本人の故意による場合または当該借入について当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる借入等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該借入にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測さ

れる事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該借入が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた借入にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該借入が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な借入が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該借入が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 1. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

1 2. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

1 3. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

1 4. (解約等)

(1) カードローン契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、カードローン契約に定める契約期限とします。

なお、カードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約の各条項および振込規定により取扱います。

以 上